

令和6年12月23日
生活文化政策部

(仮称) 世田谷区犯罪被害者等支援等基金の創設について

(付議の要旨)

(仮称) 世田谷区犯罪被害者等支援条例に基づく、犯罪被害者等への各種支援等の運用に資するため、「(仮称) 世田谷区犯罪被害者等支援等基金」を創設することを決定する。

1. 主旨

(仮称) 世田谷区犯罪被害者等支援条例に基づく、犯罪被害者等への各種支援等の運用に資するため、「(仮称) 世田谷区犯罪被害者等支援等基金」を創設する。

2. 基金創設の目的

犯罪の被害を受けることは、誰にでも起こり得ることであり、その影響により、犯罪の被害を受けた者のこれまでの生活は一変する。犯罪被害者本人や家族又は遺族は、身体的傷害や経済的損失を被り、生活が困難になってしまうほか、いわれのない誹謗中傷や偏見による差別等の精神的苦痛に悩まされる場合がある。このような状況から、犯罪被害者等ができる限り速やかに安全で安心できる生活を送ることができるよう、犯罪被害者等へ寄り添った支援を持続的に行い、また、犯罪被害者等の尊厳を尊重し、犯罪被害者等に対して優しい地域社会を構築していく資金とするため、基金を創設する。

3. 基金の使途

(仮称) 世田谷区犯罪被害者等支援条例第9条に基づき実施する、(1) 犯罪等に起因する相談に関する支援、(2) 経済的負担の軽減、(3) 家庭生活及び仕事、学業等の社会生活を継続することが困難となった者への支援、(4) 現在の住居に居住することが困難となった者への支援、(5) 犯罪被害者等支援に関する普及啓発等。

4. 基金の財源

寄附で集めた資金及び一般会計からの積立金を原資とし、計画的で安定的な運用を行う。

5. 周知について

本基金について、インターネット等を効果的に活用し、広く周知を行い、区の犯罪被害者等支援に対する取組みを区民・事業者と共有する。

6. 条例制定等について

本基金の創設にあたり、令和7年第一回区議会定例会に、「(仮称) 世田谷区犯罪被害者等支援等基金条例(案)」(別紙参照)を提出する。

7. スケジュール(予定)

令和7年	2月	区民生活常任委員会(条例案)
	2月	区議会第一回定例会(条例案提案)
	4月	条例施行

世田谷区犯罪被害者等支援等基金条例

(設置の目的)

第1条 犯罪被害者等（世田谷区犯罪被害者等支援条例（令和7年3月世田谷区条例第 号）第2条第2号に規定する犯罪被害者等をいう。以下同じ。）ができる限り速やかに安全で安心な生活を送ることができるよう、犯罪被害者等への支援及び地域社会における二次被害（同条第6号に規定する二次被害をいう。）の防止に関する理解の促進等を行うための資金を確保するため、世田谷区犯罪被害者等支援等基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、予算の範囲内で区長が定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(運用益金等の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益及び管理に要する経費は、世田谷区一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 区長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(一部処分)

第6条 基金は、第1条に規定する目的に必要な場合、その一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。